

山田昭次・古庄正・樋口雄一著  
『朝鮮人戦時労働動員』

評者：飛田 雄一

本書は朝鮮人強制連行問題に関する現時点でもっとも総括的かつ実証的な本である。「強制連行」という言葉が「慰安婦」とともに自由主義史観グループから攻撃されているが、この攻撃にたいして実証的な反証を行ったものである。

この攻撃は、2004年1月の大学入試センター試験の世界史で出題された「日本統治下の朝鮮」で強制連行問題が取り上げられたことを契機としている。

その問題は、次の四つの選択肢から正しいものを一つ選ばせるものであった。

- ①朝鮮総督府が置かれ、初代総督として伊藤博文が就任した。
- ②朝鮮は、日本が明治維新以降初めて獲得した海外領土であった。
- ③日本による併合と同時に、創氏改名が実施された。
- ④第二次世界大戦中、日本への強制連行が行われた。

正解は④であるが、同年1月22日付産経新聞に藤岡信勝が「拉致解決妨げるセンター入試問題」と題して「極めて不公正で不適切な設問である」と主張したのである。この藤岡の主張にたいして本書序章で山田昭次が反論を展開して

いるが、この書自身がこのような「朝鮮人強制連行説虚構論」に対する批判の書となっている。

本書の課題は、第一に虚構論に対する批判であるとし、さらに「同時にこれと併せてこれまでの強制連行に関する個別研究の成果の理論的再検討も行いたい。これが第二の課題である。なぜならば、私たちは他者を批判するのみならず、私たちの研究の理論水準を高めたいと考えているからである」としている。

本書の内容は以下のとおりである（章題のみ）。

#### 序 章

第一章 朝鮮人戦時労働動員史研究の歩み

第二章 強制連行虚構説の系譜

第三章 朝鮮人戦時労働動員の過程

第四章 朝鮮総督府と朝鮮人民衆

第五章 戦時期の皇民化教育と朝鮮人女子勤労挺身隊

第六章 朝鮮人労働者の労働と生活

第七章 政府と企業の戦後処理

第八章 朝鮮人戦時労働動員の全体像

本書では、「朝鮮人強制連行」を「朝鮮人戦時動員」と呼ぶこととしているが、このことは強制連行という言葉が攻撃されているので、このことから回避しようというのではない。強制連行という言葉では強制労働、とくに民族差別の問題に目を向けなくなる恐れがあるからである。また「戦時動員」という時には、「労働動員」と「軍事動員」の二つが考えられ、一部の軍事動員については野戦隊など労働動員の側面がある動員もあるが、厳密に実証するために軍事動員については本書の対象から除外している。また同じ理由で労働動員された地域についても日本「内地」への動員に限定している。そして「企業への朝鮮人強制連行を朝鮮人戦時労

働動員と呼び、その内容は①強制連行、②強制労働、③民族差別の三つの問題点を含むものと定義したのである。

強制連行虚構説は、日本外務省が1959年7月に発表した「第二次大戦中内地に渡来した朝鮮人、したがってまた、現在居住している朝鮮人の大部分は、日本政府が強制的に労働させるためにつれてきたものである」というような誤解や中傷が世間の一部におこなわれているが、右は事実に反する」とする見解を踏まえて大量の出稼ぎ労働者の存在から強制連行がなかったことを論証しようとしている。

評者がいつも気になっていることだが、一般的に『入管白書』といわれる『出入国管理とその実態』にも次のような記述がみられる。「終戦当時、二百万人をこえた朝鮮人のうち、動員労務者、復員者は、個人の自由意思でふみ止まった者を別とすれば全員が優先的に、その他一般の在留者も約百万人が引揚げた。あとに五十万人にちかい者が残ったが、これらのなかには日本内地に早くから来住し、その生活基盤を日本社会にきづいている者が多かった」(1964年7月、法務省入管局、14頁)

この記述は一部事実を反映しているが、戦前の居住歴の長い朝鮮人ほど日本社会との結びつきが強くなっており一方で朝鮮半島での生活基盤が弱くなって戦後の残留する可能性が高くなる。逆に強制連行された朝鮮人は、単身で渡日しており生活基盤も日本に築くことが困難であり、朝鮮半島との結びつきが強く戦後そのほとんどが帰国することになるのである。現在、日本国内に在住する強制連行体験者を見つけ出すことは非常に困難なことであるが、それは歴史的事情から当然なことなのである。外務省見解はその点を意図的に表現し、『白書』は現在の在日朝鮮人に日本政府が法的に責任を負うものではないことまでも言外に主張しようとしてい

るのである。

強制連行虚構論の以上の点に関する反論は第二章および第三章で丁寧におこなわれている。

本書で朝鮮人戦時強制動員が、強制連行、強制労働、民族差別の3つの問題点を含むものであるとされているが、強制労働および民族差別の問題については、第六章で主に官憲側の資料を駆使しながら、労働災害、強制貯金、家族送金、逃亡者対策等について論じている。愛国貯金が強要され、逃亡防止のための強制貯金もなされていたが、いずれも満期退職者にのみ払い戻されることとされていた。森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』(1955年)によると、1945年3月現在で「昭和一四年以来の約六〇万の動員労務者中、逃亡、所在不明が約二二万あり、期間満了帰郷者、不良送還者、その他をのぞくと、事業場現在数は、動員労務者の半数にもみたなかった」という状態であったことから、厚生年金保険脱退手当とともにこれらの貯金を受け取ることのできなかった朝鮮人が多数存在したのである。そして戦後帰国した朝鮮人に関連企業が未払金を精算しなかったことについても論述されている。

戦時労働動員の問題は、戦後処理問題と密接に関係しているが、第七章「政府と企業の戦後処理」では、これまで個々に論じられていた問題を歴史的経緯について整理しながらその問題点を明らかにしている。

戦後、労働動員された朝鮮人と日本政府・企業との間で紛争が生じたのは当然のことであるが、朝鮮人側の要求にたいして政府・企業は、GHQと協議しながら対応策を練り補償を回避したのである。

労働動員された朝鮮人と関連企業との紛争は、1945年11月、栃木県足尾銅山の朝鮮人に関して退職慰労金と死傷者に対する特別慰労金の支払いを朝鮮人連盟が要求したことから始まっ

た。また釜石製鉄所に動員された朝鮮人は同年12月に補償要求をおこなった。これらの補償要求に対して地方段階で調停案が出されて一部では補償金が支払われることになるが、政府は妨害してその成立を妨げたのである。そして1946年10月に入って、朝鮮人に対して補償金を支払うことなく、未払金等を法務局に「供託」することにしたのである。

一方で、朝鮮人労働者を強制労働させた鹿島組、間組、飛鳥組、大成建設、西松組等の企業は、中国人・朝鮮人労働者を雇用したことにより損失を被ったとして、中国人関係7059万305円、朝鮮人関係5100万2614円、計1億2159万2919円の補償金を日本政府に要求したのである。強力な働きかけの結果として最終的に総額4595万3000円という巨額の補助金を手にしたのである。ドイツの戦後補償と比較してその不十分さが指摘される日本であるが、被害者に対する補償が不十分な状況のもとで加害者の企業に補償がなされたということは銘記しなければならないだろう。

朴慶植氏の『朝鮮人強制連行の研究』（1965年5月、未来社）から40年が過ぎた。本書で強制連行研究史が整理されているが、この間の研究は多くの成果を残している。しかしまだ多くの課題を残している。研究の最大の妨げとなっているのは日本政府の秘密主義だろう。「昭和二一年に都道府県が行った朝鮮人労働者に関する調査」（いわゆる「厚生省名簿」）が1991年3月になって日本政府から韓国政府に引き渡された。労働省の倉庫から発見されたこの名簿も16府県、6万6941人分のみである。残りの名簿についてもこの調査に関する通達についても、昨

年評者は政府および地方自治体に情報公開を請求したが存在しないという回答であった。

必ず現存している供託金名簿、厚生年金名簿については個人情報との関係で全面公開は難しいかもしれないが、これが利用されれば事実の究明が進展することは間違いがない。韓国では日帝強占下強制動員被害真相究明法が成立して調査が進展している。また日韓会談の外交文書も韓国側で公開が進んでいる。日本政府は秘密主義を改めなければならない時期にきていると考えられる。

本書終章の「今後の課題」で述べられているが、朝鮮人労働動員全体について、人数、労働実態、犠牲者数等が明らかとなっていない。ようやく竹内康人氏が「朝鮮人強制連行期・朝鮮人強制労働現場一覧」を最近作成されたが、今後この一覧表を基礎として研究を、国境を越えて協力しながら深化させていく必要がある。

本書は当初ブックレットでの刊行を企画したが、強制連行虚構論に反論するには「資料に語らせる」方法で執筆する方法が効果的だという結論に達してこのような単行本となった、とのことである。強制連行に対する批判を契機として生まれた本書を、共通の財産とすることによって次の段階に進めるものと思う。虚構論を主張する論者が、本書の事実を積み上げて丁寧な反論するスタイルに学び、本書に対する反論を丁寧に展開してくれることを期待したい。

（山田昭次・古庄正・樋口雄一著『朝鮮人戦時労働動員』岩波書店、2005年8月、x+280頁、定価3200円+税）

（ひだ・ゆういち （財）神戸学生青年センター館長）